

『国家総合職（法律区分） 2022 年 本試験問題集』（KU22348）

訂正表

2023年07月18日現在

ページ	訂正箇所	訂正内容		掲載日
P. 58	No.17 肢ウ 上から 1 行目	誤	損害賠償を郵便物の亡失又は <u>毀損</u> の場合に限定し	2023/07/18
		正	損害賠償を郵便物の亡失又は <u>毀損</u> の場合に限定し	
P. 60	No.18 問題文 上から 16 行目	誤	<u>固有</u> ・公有財産の <u>自的</u> 外使用許可が	2023/07/18
		正	<u>固有</u> ・公有財産の <u>目的</u> 外使用許可が	
P. 74	No.28 問題文 上から 14 行目	誤	事務管理の場合、事務 <u>宜</u> 理者は	2023/07/18
		正	事務管理の場合、事務 <u>管</u> 理者は	
P. 82	No.33 肢 4 下から 2 行目	誤	当該債権を <u>白働</u> 債権として	2023/07/18
		正	当該債権を <u>自働</u> 債権として	
P. 134	No. 1 肢 5 解説 上から 4 行目	誤	(都教 <u>祖</u> 事件, 最大判昭 44. 4. 2・百選Ⅱ140 事件)	2023/07/18
		正	(都教 <u>組</u> 事件, 最大判昭 44. 4. 2・百選Ⅱ140 事件)	
P. 134	No. 1 肢 5 解説 上から 9 行目	誤	都教 <u>祖</u> 事件において最高裁は	2023/07/18
		正	都教 <u>組</u> 事件において最高裁は	
P. 160	No.21 肢 5 解説 上から 4 行目	誤	(民法 5 条 1 本文・2 項)	2023/07/18
		正	(民法 5 条 1 <u>項</u> 本文・2 項)	
P. 170	No.28 肢 1 解説 上から 1 行目	誤	事務 <u>宜</u> 理者は高度の注意義務を負わないが	2023/07/18
		正	事務 <u>管</u> 理者は高度の注意義務を負わないが	
P. 179	No.33 肢 4 解説 下から 2 行目	誤	会社に対する債権を <u>白働</u> 債権とする相殺を	2023/07/18
		正	会社に対する債権を <u>自働</u> 債権とする相殺を	

※「掲載日」は、上掲訂正情報がLECホームページの『公務員 テキスト改訂・修正情報一覧』(<http://www.lec-jp.com/koumuin/info/teisei/>)に掲載された日付です。